

第5回 検討委員会資料

平成30年5月30日（水）

午後7時から

利根町役場4階A会議室

利根町小中学校適正配置等調査検討委員会

目 次

1. 前回の質問事項等について 1
 - (1) 過疎地域自立促進特別措置法について
 - (2) 布川小学校多目的室の改修に伴う会議室等（多目的室）の確保
 - (3) 布川小学校に統合する場合の通学バス運行経費《概算》

2. これまでの小中学校適正配置等調査検討委員会の意見等の整理 . . . 5
 - (1) 第1回から第4回までの会議資料等
 - (2) 意見集約（第2回～第4回調査検討委員会）

3. 公立学校施設整備の財源措置について 10
《参考資料》学校施設環境改善交付金（学校統合に伴う既存施設の改修）

4. 小中連携教育・小中一貫教育について 13
 - (1) 小中連携教育について
 - (2) 小中一貫教育について
 - (3) 利根町の現状について

1. 前回の質問事項等について

(1) 過疎地域自立促進特別措置法について

○過疎地域の要件追加

- ・平成29年4月1日に法第2条の過疎地域の要件が追加され、利根町が新たに指定を受ける。

①人口要件

平成2年～平成27年の人口減少率が21%以上

(人口減少率：20.4671%≒21%)

②財政力要件

平成25年度～平成27年度の3ヶ年平均の財政力指数が

0.5以下で、公営競技収益が40億円以下

(財政力指数：0.43, 公営競技収益 0円)

○過疎地域から指定除外(脱却)

- ・過疎地域自立促進特別措置法は、国勢調査の結果を反映し、平成12年の制定から、平成22年、平成26年、平成29年に改正され、期限が延長されてきました。

附則第3条には、「この法律は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。」という法律の失効が規定されております。

【これまでの経緯】

昭和45年 過疎地域対策緊急措置法 (776団体)

↓

昭和55年 過疎地域振興特別措置法 (1,119団体)

↓

(卒業100団体)

平成2年 過疎地域活性化特別措置法 (1,143団体)

↓

(卒業103団体)

平成12年 過疎地域自立促進特別措置法 (1,171団体)

↓

(卒業101団体)

平成22年 延長(改正)

↓

平成26年 延長(改正)

↓

平成29年 延長(改正) 平成33年3月31日まで

(2) 布川小学校多目的室の改修に伴う会議室等（多目的室）の確保

多目的室を普通教室に改修し、特別支援学級で使用する場合、学校として多目的室、会議室等を確保する場合、特別教室の移設等の検討が必要となります。

(案1) 家庭科室、準備室を改修し、会議室を設置する。

人数が多い場合は、図書室を使用する。

(家庭科室及び多目的室の間仕切り工事費：3,500,000円)

(案2) プレハブを建て図書室を移設し、図書室を多目的室とする。

(文間小学校に設置した放課後児童クラブと同じような建物
新築工事費：31,179,600円)

(3) 布川小学校に統合する場合の通学バス運行経費《概算》

別紙参照 (3 ページ, 4 ページ)

布川小学校に統合する場合の通学バス運行経費《概算》

利用区域	児童数	台数		運行距離 (1台/1日)	100 km 《内訳》 車庫～発着場所距離 60 km 町内運行(送迎)距離 40 km
		大型	小型		
フレッシュタウンの一部	25人	1台	2台		
文小通学区域	72人	2台	4台	運行時間 (1台/1日)	5時間 《内訳》 出庫前後点検時間 2時間 運行時間 3時間
文間通学区域	164人	3台	9台		
合計	261人	6台	15台		
運行経費 (年間委託費)	大型	50,228,712円 (8,371,452円×6台)			
	小型	90,087,225円 (6,005,815円×15台)			

※大型(45人乗), 小型(20人乗)

※H30年度通学バス業務委託積算根拠を基に算出

【大型運行経費積算方法】

- ・国土交通省運賃公示額(大型) 1kmあたり: 上限 170円, 下限 120円
1時間あたり: 上限 7,680円, 下限 5,310円

※H30通学バス運行業務委託入札等上位3社平均入札率により単価を算出

- ① 距離運賃/1台=1日の走行距離(営業所からの走行距離含)
100km×148円=14,800円
- ② 時間運賃/1台=運行時間(営業所からの時間・点検時間含む)
5時間×6,669円=33,345円
- ③ 1台/1日当りの運行料金 ①+②=48,145円

●スクールバスの年間契約の特例(約3割割引)

- ① H30運行日数×実働率(56.71%)
207日×56.71%=117日
※実働率は、バス事業者実績実働率と関東運輸局平均実働率との間の率
- ② ①×1.4倍
117日×1.4=163日(117日分の運賃で163日分の運行が可能)
- ③ (207日-163日)+117日=161日

④ $48,145 \text{ 円} \times 161 \text{ 日} \times 6 \text{ 台} \times 1.08 \div 50,228,712 \text{ 円}$

【小型運行経費積算方法】

- ・国土交通省運賃公示額（小型） 1 kmあたり：上限 120 円，下限 80 円
1 時間あたり：上限 5,560 円，下限 3,850 円

※H30 通学バス運行業務委託入札等上位 3 社平均入札率により単価を算出

- ① 距離運賃 / 1 台 = 1 日の走行距離（営業所からの走行距離含）
 $100 \text{ km} \times 104 \text{ 円} = 10,400 \text{ 円}$
- ② 時間運賃 / 1 台 = 運行時間（営業所からの時間・点検時間含む）
 $5 \text{ 時間} \times 4,828 \text{ 円} = 24,140 \text{ 円}$
- ③ 1 台 / 1 日当りの運行料金 ① + ② = 34,540 円

●スクールバスの年間契約の特例（約 3 割割引）

- ① H30 運行日数 × 実働率（56.71%）
 $207 \text{ 日} \times 56.71\% = 117 \text{ 日}$
※実働率は、バス事業者実績実働率と関東運輸局平均実働率との間の率
- ② ① × 1.4 倍
 $117 \text{ 日} \times 1.4 = 163 \text{ 日}$ （117 日分の運賃で 163 日分の運行が可能）
- ③ $(207 \text{ 日} - 163 \text{ 日}) + 117 \text{ 日} = 161 \text{ 日}$

④ $34,540 \text{ 円} \times 161 \text{ 日} \times 15 \text{ 台} \times 1.08 \div 90,087,225 \text{ 円}$

《参考》

- ・平成 30 年度 利根町通学バス運行経費 9,309,535 円

小型バス 2 台（布川小 1 コース，文間小 2 コース）

利用児童数：文間小 41 名，布川小 15 名

利用条件：1.5 km 以上

- ・平成 30 年度 河内町通学バス運行経費 64,000,000 円

小型バス 10 台（児童用 7 台 7 コース，生徒用 3 台 3 コース）

利用：全児童生徒対象

バス停の設置：児童 2 km 以上，生徒 5 km 以上

利用児童生徒数：児童 245 名，生徒 57 名，合計 302 名（平成 30 年 4 月現在）

児童生徒総数：児童 313 名，生徒 179 名，合計 492 名（平成 30 年 4 月現在）

2. これまでの小中学校適正配置等調査検討委員会の意見等の整理

(1) 第1回から第4回までの会議資料等

【第1回調査検討委員会】

- 将来に向けての小中学校適正規模・適正配置等（小中一貫校・義務教育学校）について

《諮問内容》

- ①小中学校の適正規模・適正配置に関する計画策定に係る基本的な方針及び具体的方策に関すること。
- ②小中一貫教育に関する計画策定に係る基本的な方針及び具体的方策に関すること。

【第2回調査検討委員会】

- 小中学校の適正規模について
- 小中学校の適正配置について（通学条件）
- 小学校統廃合による児童数及び学級数（試算）
- 学校の整備状況について

【第3回調査検討委員会】

- 学校視察《布川小学校・文小学校》
- 布川小学校及び文小学校の整備状況
- 学校施設整備事業費借入償還金残額一覧（平成29年度末現在）

【第4回調査検討委員会】

- 統合各案のメリット・デメリット
- 統合各案の概算事業費
- 統合各案の整備スケジュール
- 学校施設整備事業債償還金残額一覧
- 利根町義務教育施設整備基金積立額
- スクールバスの利用比較

(2) 意見集約

開催委員会	意見 (抜 粋)	結 論
第2回 調査検討委員会	<ul style="list-style-type: none">・適正な規模から考えると2学級あればクラス替えもでき、運動会など活気がでる。・教える側からすれば1クラス当りの人数が少ない方が良いと思う。・クラス替えを経験せずに中学校に進学し、うまくやっけていけるか不安。・1学級で担任がずっと一緒に、アットホームで和気あいあいな面もあるが、大きなところで学校生活を送った方が良いと思う。・学級や人数が少なくなるので、バランスよく学校生活に入っていける規模をつくるべきだと思う。・クラス替えを経験せずに中学校に進学し不安な面もあるが、その中で自ら経験することも社会性を養う上で必要だと思う。・今の子供達は内面的にすごく弱いので、本当に孤独になったりしてしまって、周りに馴染めなくなる事が心配。・35年度に1校に統合した場合には、望ましい形に近づくと思うが、3校を2校に統合すると、次の課題にすぐ追いかけてしまう感じがする。・学校運営上の課題からしても、小規模校の先生方は配置が少なく、会議、研修にも行けず力量工向上も思うように行かない。・学力向上、学習意欲の向上を考えれば統合した方が良いと思う。・社会性を身につけさせる場所が少なく、できるだけ学校という大勢の子供たちの中で身に付けさせてあげたい。・学童保育の対応も検討してもらいたい。・スクールバスの運行を検討してもらいたい。	小学校を1校に 統合

開催委員会	意見（抜粋）	結論
<p>第3回 調査検討委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・将来的に小学校と中学校を1校に統合するのであれば、教室数の多い文小学校が良いと思うが、教室の規格が違うというのもあるので、小学校と中学校を別々にするのであれば、直した年度が新しい布川小学校のほうが良い印象を持ちました。 ・スクールバスの運行を考えた場合、布川小学校の校舎裏にバスターミナルが設置できるのかなと思う。 ・文小学校は、近辺に図書館、公民館があって教育環境は非常に良く、もえぎ野台の児童が徒歩通学になればスクールバスも少なくて済むのかなと思う。 ・費用面もありますが、文小学校にもう少し手を入れられるのであれば、文小学校のほうが良いと思う。 ・PTAとか教員などアンケートをとったほうが良いのではないか。 ・統合しなければならぬ限界の時期は、何年先なのか。 ・平成35年度の42人というのが限界かなと思う。 ・布川小学校はグラウンドが広く子供達がのびのびと生活を送れますし、文間小学校は地域の繋がりが強く、文小学校は図書館に近いなど、一長一短あると思う。 ・地理的な面、小中連携から言えば、できるだけ小学校と近い方、文小学校がいいのかなと思う。 ・もし可能であれば、新築で校舎を一番いいところに建てられれば良いと思う。 ・統合後の跡地、校舎の活用も十分に考慮して、活用については地域の関わりも非常に重要だと思う。 	<p>新しい学校を新設するのが理想だけれども、3校のうち1校に絞る方向で、次回も引き続き検討</p>

開催委員会	意見（抜粋）	結論
第4回 調査検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・バスの乗降場所がどこもなく整備しないといけないと思うが、場所は確保できますか。 ・45人乗りの大型バスとなると、結構地域によっては大変かなという気がする。 ・バス運行は継続事業になるので、委託費用は将来的に町としても考えていかななくてはいけない大事な数字かなと思う。 ・子供たちが乗り降りする場所、それからバスターミナル、学校へ着いたときの乗り降りのこと、その場所、やり方、施設拡充のことで真剣に話す必要がある。 ・小型バスと大型バスの併用のようなものが必要だと思う。 ・メリット・デメリットで考えると一番金額的にも、また、その後の文小学校の跡地利用がしやすいということを考えれば布川小学校に統合するのが、一番メリットが多いと思う。 ・文間小学校を統合する小学校として考えるのは、現実的には私は一番難しいと思う。 ・布川小学校は金額的に一番少ない予算で進められるというのもベストかなと思う。 ・昔からの校歌が残っている文小学校は是が非でも残したいという思いはある。 ・文小学校はグラウンドが狭く3校統合して運動会をやるのは難しい。 ・校舎のことを考えれば布川小学校が良いと思う。 ・文小学校は公共施設が集まっているので、跡地の利用がしやすいというのは賛同できる。 ・文間小学校は周辺の道路、校庭が狭く現実的ではないと感じた。 ・新校舎が一番理想的ではあるが費用の面で莫大にかかってしまうので、財政的に厳しいと思う。 	布川小学校に統合の方向

開催委員会	意見（抜粋）	結論
(つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ・布川小学校はグラウンドが広く，周りの道路等を考えると一番良いと思う。 ・子供達の生活することを第一に考えれば，布川小学校の環境が一番今は良いのかなと思う。 ・布川地区の人口は，多分，将来的にも大きくは減らないだろうと考えるのでやはり布川地区にある学校に残すべきではないかということが数字的に説明できるのかなと思う。 ・小型バスがスクールバスとして通っているというイメージあるので，やはり保護者の方のご意見とか学校の先生方のご意見とか丁寧に聞きながら一番望ましい形を探っていただきたいと思う。 ・「放課後子どもプラン」で，放課後児童クラブと放課後子ども教室について，国の指導で32年に一つにとの形があるのであれば，是非ここは対応して行っていただきたいと思う。 ・過疎の指定は二つの基準を超えれば自然となるのか，次回までに調べていただきたい。 ・アンケートなり意見を聞くというスケジュール的なものは考えられているのか。 ・布川小学校の校舎を見てランチルームの改修があるが，将来また学級数が減ってくれば結局またその部屋が空いてしまうことになる。仮にプレハブを建ててまた元に戻すという方法もあるのかなと感じ検討する必要があると思う。 ・プレハブは多目的室にし子供達を中に入れた方が良いかなと思う。 	

公立学校施設整備の財源措置

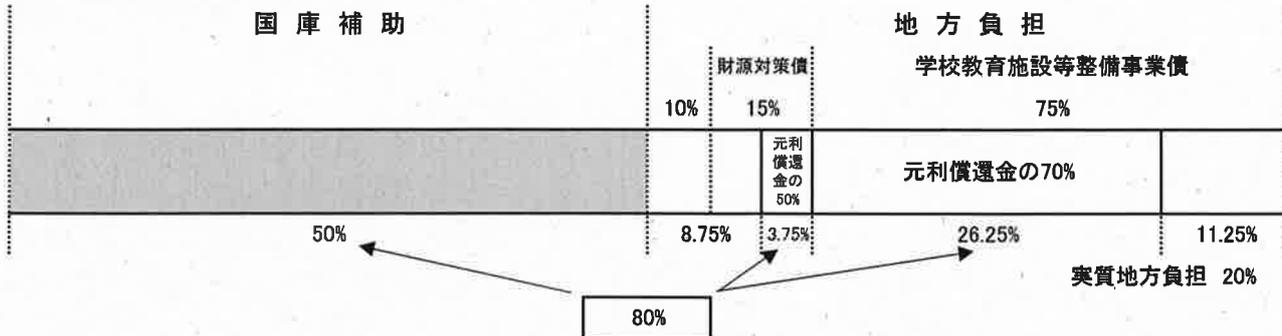
布川小学校の場合		文小学校の場合	
校舎 プレハブ	事業費 31,179,600円 町単 31,179,600円	北側校舎 大規模改造	事業費 147,000,000円 国庫補助(補助率50%) 73,500,000円 町単 7,350,000円 起債(充当率90%) 66,150,000円
校舎 間仕切り	事業費 3,500,000円 町単 3,500,000円	南側校舎 屋根・外壁改修	事業費 75,660,000円 町単 18,915,000円 起債(充当率75%) 56,745,000円
屋内運動場 大規模改造	事業費 104,610,000円 国庫補助(補助率50%) 52,305,000円 町単 5,231,000円 起債(充当率90%) 47,074,000円	屋内運動場 大規模改造	事業費 105,930,000円 国庫補助(補助率50%) 52,965,000円 町単 5,297,000円 起債(充当率90%) 47,668,000円
エレベーター 多目的トイレ	事業費 45,670,000円 国庫補助(補助率50%) 22,835,000円 町単 2,284,000円 起債(充当率90%) 20,551,000円	エレベーター	事業費 45,670,000円 国庫補助(補助率50%) 22,835,000円 町単 2,284,000円 起債(充当率90%) 20,551,000円
スロープ	事業費 4,860,000円 国庫補助(補助率50%) 2,430,000円 町単 243,000円 起債(充当率90%) 2,187,000円		
駐車場 40m×80m =3200㎡	事業費 13,600,000円 町単 13,600,000円		
事業費合計	事業費 203,419,600円 国庫補助 77,570,000円 町単 56,037,600円 起債 69,812,000円	事業費合計	事業費 374,260,000円 国庫補助 149,300,000円 町単 33,846,000円 起債 191,114,000円

《参考資料》 学校施設環境改善交付金(学校統合に伴う既存施設の改修)

交付金の算定割合

区分	原則	主な算定割合の特例	
		離島, 原子力, 過疎, 奄美, 水源	沖縄
校舎	1/2	5.5/10	7.5/10
屋内運動場	1/2	5.5/10(離島は1/2)	7.5/10

統合改修(交付金算定割合 1/2)



布川小学校
屋内運動場

104,610 千円

国庫補助	町	地方負担 起債
50%	10%	90%
52,305	5,231	47,074

校舎 エレベーター・多目的トイレ

45,670 千円

国庫補助	町	地方負担 起債
50%	10%	90%
22,835	2,284	20,551

校舎 スロープ

4,860 千円

国庫補助	町	地方負担 起債
50%	10%	90%
2,430	243	2,187

文小学校
屋内運動場

105,930 千円

国庫補助	町	地方負担 起債
	10%	90%
52,965	5,297	47,668
50%		

校舎 エレベーター・多目的トイレ

45,670 千円

国庫補助	町	地方負担 起債
	10%	90%
22,835	2,284	20,551
50%		

北側校舎

147,000 千円

国庫補助	町	地方負担 起債
	10%	90%
73,500	7,350	66,150
50%		

統合改修(単独)

学校教育施設等設備事業債		地方負担
	75%	25%
元利償還金の50%		
37.5%	37.5%	25%
		実質地方負担 62.5%

南側校舎 屋根・外壁

75,660 千円

起債	町
75%	25%
56,745	18,915
37.5%	25%

4. 小中連携教育・小中一貫教育について

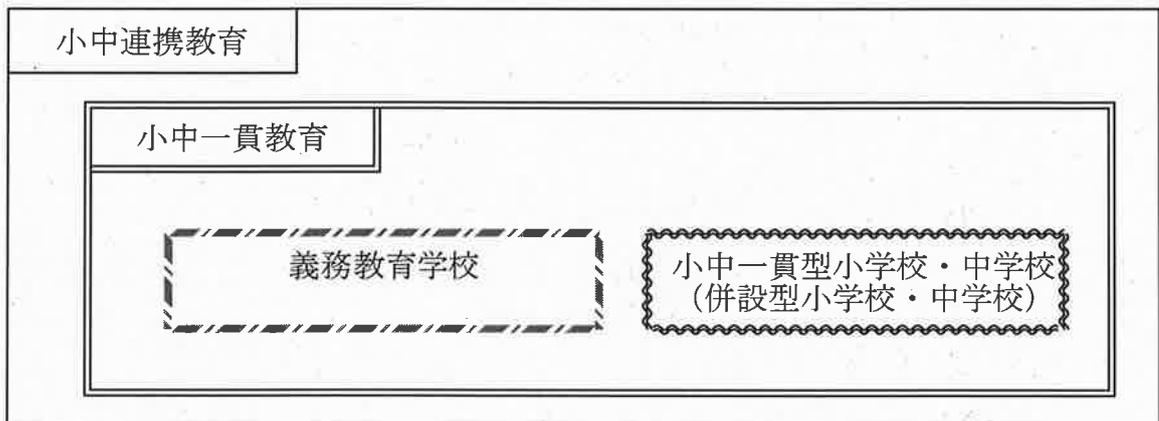
- (1) 小中連携教育について
小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育
- (2) 小中一貫教育について
小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

○小中一貫教育制度について

小中一貫教育の制度は大きく2つに分けられる。一つは義務教育学校、もう一つは小中一貫型小学校・中学校である。

小中一貫型小学校・中学校には、同一設置者の場合と異なる設置者の場合があるが、ここでは同一設置者の場合のみを記載する。

○小中連携、小中一貫、小中一貫教育制度の関係について



○義務教育学校について

- ①義務教育学校は、一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校である。心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことが学校の目的とされている。
- ②修業年限は9年、転出入する児童生徒への配慮等から、前期6年と後期3年の課程に区分し、基本的には、それぞれ小学校及び中学校の学習指導要領が準用される。その上で、一貫教育の軸となる新教科等の創設や、学年段階間・学校段階間での指導内容の入替え等、一貫教育の実施に必要な教育課程上の特例を設置者の判断で実施することができる。
- ③義務教育学校は、9年の課程が小学校相当の前期6年、中学校相当の後期3年に区分されているが、1年生から9年生までの児童生徒が1つの学校に通うという特質を生かして、9年間の教育課程において「4-3-2」や「5-4」などの柔軟な学年段階の区切りを設定することができる。
- ④義務教育学校の施設形態は、施設一体型だけでなく、前期課程と後期課程や学年段階の区切りに応じて異なる施設を用いる施設隣接型や施設分離型の義務教育学校を設置することができる。

○小中一貫型小学校・中学校（併設型小学校・中学校）について

- ①既存の小学校及び中学校の基本的な枠組みは残したまま、義務教育学校に準じた形で9年間の教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校である。中学校区におけるこれまでの小中連携の取組を基盤として、一貫教育にレベルアップをさせるイメージである。
- ②設置に当たっては、小学校と中学校の組織文化の違いを乗り越える必要があること、一般的な小中連携と明確に区別する必要があること等を踏まえ、小中一貫教育の実質を適切に担保する観点から、小中一貫教育を行うためにふさわしい運営上の仕組みを整えることが要件とされる。
具体的には、関係校を一体的にマネジメントする組織（例：〇〇学年等）を設け、学校間の総合調整を担う校長（例：学園長、統括校長等）を定め、必要な権限を教育委員会から委任することや学校運営協議会を関係校が合同で開催し、一体的な教育課程の編成をはじめとする学校運営に関する基本的な方針を承認する手続きを明確にすることなどが考えられる。
- ③義務教育学校と同様、一貫教育の軸となる新教科等の創設や、学校段階間での指導内容の入替え等、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例の実施が設置者の判断によって可能である。
- ④義務教育学校と同様、9年間の教育課程において「4-3-2」や「5-4」などの柔軟な学年段階の区切りを設定することができる。
- ⑤義務教育学校と同様、施設一体型だけでなく、施設隣接型や施設分離型の学校を設置することができる。

○義務教育学校と小中一貫型小学校・中学校の相違等について

	義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校 (併設型小・中学校)
修業年限	9年 (前期課程6年+後期課程3年)	小学校6年，中学校3年
組織運営	一人の校長，一つの教職員組織	それぞれの学校に校長，教職員組織 小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件 ・関係校を一体的にマネジメントする組織を設け，学校間の総合調整を担う校長を定め，必要な権限を教育委員会から委任すること ・学校運営協議会を関係校が合同で開催し，一体的な教育課程の編成をはじめとする学校運営に関する基本的な方針を承認する手続きを明確にすること ・一体的なマネジメントを可能とする観点から，小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる。
免許	原則小学校・中学校の両免許状を併有	所属する学校の免許を保有していること

	義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校 (併設型小・中学校)
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9年間の教育目標の設定 ・ 9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成 	
教育課程の特例 ・ 独自教科の設定 ・ 指導内容の入替え・移行	○	○
設置形態	施設一体型・施設隣接型・施設分離型	
設置基準	前期課程は小学校設置基準，後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には，小学校設置基準，中学校には，中学校設置基準適用
標準規模	18学級以上27学級以下	小学校，中学校それぞれ12学級以上18学級以下
通学距離	おおむね6 km 以内	小学校は，おおむね4 km 以内 中学校は，おおむね6 km 以内
設置手続き	市町村の条例	市町村教育委員会の規則等

(3) 利根町の現状について

現在町では，年3回利根町小中連携推進委員会を開催し小中連携教育を推進している。委員は，校長会代表1名，教頭会代表1名，各校教務主任4名，生徒指導主事代表1名，指導室1名のメンバーで構成されている。

○取組について

- ①学力向上の取組
 - ・ 他校の授業研修会への参加
 - ・ 学力向上研修会の実施
 - ・ 各種テストの結果活用
 - ・ 家庭学習強化デーの実施
- ②心の教育の取組
 - ・ あいさつ運動の実施
 - ・ 生徒指導主事連絡協議会の実施
- ③幼保・小・中の連携
 - ・ 幼保・小連絡会の実施
 - ・ 中学生の保育体験活動
 - ・ 幼稚園見学訪問
- ④小・中の連携
 - ・ 小中連絡会の実施
- ⑤大学との連携
 - ・ 絵画指導
 - ・ 陸上記録会競技運営支援
- ⑥連携活動に関する広報活動
 - ・ 町広報への掲載（町総務課との連携）
 - ・ 各小中学校HP，学校だより等への掲載